

何が変わる、 障害者自立支援法

桃山学院大学 社会福祉実習指導室 重野 勉



重野 勉
(桃山学院大学 社会福祉実習指導室)

2006年は、障害者自立支援法（以下自立支援法）と介護保険法の改正が同時に施行される年になった。とりわけ自立支援法は障害者にとって大きな意味を持つ法制度だと言われている。その概要の一部を述べたいと思う。

自立支援法の特徴は、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、3障害共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設していることである。また、障害者に利用したサービスの利用料の一部を負担するシステムを「応能負担」から「定率負担」へ変更し、多くの障害者に負担を強いたこともその一つである。

自立支援法成立までの経過をたどると、障害者福祉を担う制度として2003年4月に登場した「支援費制度」は、サービス利用者の増加とサービスの総量の甘い見通しにより、あっという間に破綻となった。障害者福祉にかかる財源を確保するための新しいシステムが必要になり、議論されたのは介護保険制度との統合であり、介護保険料の負担年齢を40歳以上から20歳以上に引き下げ、障害者も給付対象にするというものであった。しかし、この案は障害者を中心に大きな反発が起こり結局、回避された。そして、2004年10月に厚生労働省から突然出されたのが障害者福祉施策改革として「自立支援法」のグランドデザインであり、その後4ヶ月足らずの2005年2月『障害者自立支援法』として国会に提出され、2006年4月施行という経過をたどっている。

自立支援法の改革のねらいを具体的に示すとともに疑問も以下のように挙げてみる。

1. 3障害者(身体・知的・精神)の福祉サービスを「一元化」

サービス提供主体を市町村にするとともに、障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。(不安要素として市町村によって社会資源の状況が違い、サービス提供に差ができるのでは?)

2. 障害者の就労支援の強化

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。

(個人的には障害者雇用促進法の罰則規定強化の方が効果がある思う)

3. 支援の必要度判定するため、全国共通の尺度としての「障害程度区分」の導入と審査会の設置

市町村によってサービス提供がばらつきがないよう、支援の必要度を客観的な尺度で「障害程度区分」の審査会を市町村ごとに設置。

(ただし、市町村の社会福祉サービス提供体制の差異があるため格差の是正が図られるといっても説得力に欠ける。また、障害程度区分を審査する審査会の構成メンバーがどの程度、障害者の障害の状況を判断する能力を有しているのかは不安が残る。障害者の障害状況と生活の関係は百人百様で、体調や精神状況によっても生活する上での支援の状況も変化する)

4. 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。

5. 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」「応能負担」から「応益負担」へ

障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。利用者負担の概略を示すと、利用者負担は、所得に応じて4区分に分け月額負担上限額が設定されている。ただし、利用したサービス量に関わらずそれ以上の負担が生じない仕組みになっている。所得は、家族と同居している場合、世帯の所得で利用者負担が決定する。住民票が同じでも税制上医療保険で被扶養者でなければ、別世帯扱いができます。その他、入所施設利用者のうち預貯金の額により個別減免が受けられること。入所施設の食費や光熱水費が自己負担になること。社会福祉法人が行うサービスについて、一定以下の収入の場合、社会福祉法人減免の対象となり、月額負担分の上限の半額になる等の利用者負担の軽減措置が取られている。

6. 国の「財政責任の明確化」

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。

以上、厚生労働省が挙げている自立支援法での改革のねらいだが、とても良い制度のような印象を持たせる内容になっている。しかし、自立支援法が成立するまで障害者を中心に多くの反対運動が起こった。その理由の概要を述べると、以前の支援費支給制度がまだまだ不十分ではあったが、良い制度であったからで、制度の改善や財源の確保に着手すべきであり、制度を解消することなど利用者は望んでいなかったと考えられる。また、応益負担（定率負担と言い換えられているが）についての問題点は、トイレに行く、食事をする、風呂に入る、日常を生きるにも援助が必要な障害者にその援助を『益だから利用料を払え』と強いているところに問題があり、障害者が生きるための最低限のニーズを満たす援助が本質的に益と言えるのか、とても疑問である。

障害者自立支援法が成立し、公的介護保険制度も改革された。この二つに共通するキーワードは「自己負担」である。自己負担の裏側にあるものは自己責任・自助努力を強調する国家の方針と国家の国民に対する責任の範囲を縮小する姿勢であると考えられる。国家が進めている財・行政改革を止める必要はないが、日本という国がまだまだ達成できていない社会保障・社会福祉の法制度の整備まで縮小する方向は国民の総意を得ていないように思える。日本の社会保障・福祉制度はまだまだ未成熟であり、完全な法制度は今までも存在していないことは歴史がそれを語っている。少しでも良い法制度にするために重要なことは、社会福祉制度の利用者の切実な声を反映させる具体的な仕組みを実現することだと考える。

